

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

2011年（平成23年）9月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

1 損害賠償額

651,000円

2 相手方

[Redacted]

3 事故の概要

2010年（平成22年）10月19日藤沢市民病院において、胸部食道切除術及び胃管再建術等を施行した際、術中に使用した滅菌シートを残置したため、胃管周辺に膿瘍が形成され、経皮的膿瘍穿刺ドレナージ術及び開腹手術を施行するなどの肉体的・精神的苦痛を与えたもの

提案理由

藤沢市民病院における医療事故に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。